

令和2年度 第4回春日井市障がい者施策推進協議会 議事録

- 1 開催日時 令和3年1月8日（金） 午前10時から
- 2 開催場所 レディヤンかすがい3階 視聴覚・音楽室
- 3 出席者 委員
会長 木全 和巳（日本福祉大学）
副会長 田代 波広（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）
三輪 裕子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）
河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）
黒川 修（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）
石黒 丞（春日井市社会福祉協議会）
小河 義明（愛知県医療療育総合センター）
飯塚 美由紀（春日井公共職業安定所）
伊藤 徹（春日台特別支援学校）
渡邊 壽（公募委員）
近藤 裕美（公募委員）
事務局
障がい福祉課長 中山 一徳
同課長補佐 勝 千恵
同課長補佐 清水 栄司
同課障がい福祉担当主査 梶原 綾
同課認定・給付担当主査 加藤 寛之
同課主任 井上 大輔
欠席者 市川 潔（春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会）
山本 恒子（春日井保健所）
傍聴者 5名

4 議題

- (1) 第5次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募の結果（案）について
- (2) 第5次春日井市障がい者総合福祉計画（案）について

5 配付資料

- 資料1 第5次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）についての市民からの意見公募の結果（案）
- 資料2 第5次春日井市障がい者総合福祉計画（案）

6 議事内容

【事務局（中山）】（会議成立の要件等の報告、資料確認）

【木全会長】 今日、パブリックコメントの結果と皆さまのご意見を確認します。市長に報告させていただく前の最後の機会になりますので、文言としては完成させたいと思います。

ただし、計画はつくって終わりではなく、今後3年間かけてこの計画に基づき施策を実現していくことが大切です。当事者の生活や実態に沿って、新たな課題も加えながら進めていきたいので、よろしくお願いします。

<議題（1）第5次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募の結果（案）について>

【事務局（梶原）】（議題（1）第5次春日井市障がい者総合福祉計画（中間案）に対する市民意見公募の結果（案）について、資料1に基づき説明）

【木全会長】 公募でいただいたご意見は、市の考え方と併せてホームページ等で公表されますので、それを踏まえてご意見をいただきたいと思います。

【渡邊委員】 三点目の意見の考え方において「児童、不登校児」に改めるとありますが、児童福祉法における児童の定義は18歳まで、学校教育法における不登校児は12歳までとなっているので、「不登校児」を「不登校児童・生徒」にしてはどうでしょうか。

【事務局（梶原）】 ご意見ありがとうございます、修正いたします。

【石黒委員】 一点目の意見について、これは「『助言』とは具体的にどのようなことを指すのか」と「計画相談支援の100%実施に向けどのように寄与しているのか」の二点を確認しており、考え方の「連携強化のための情報交換を行ったり、ニーズに沿った研修を実施しています」が助言に対して、「こうした取り組みにより、計画作成が更に効果的・効率的に行われるようになり、計画相談支援の利用率向上に寄与しているものと考えています」が100%実施に対する回答だと思います。助言については、地域自立支援協議会の相談支援の連携部会において、相談シートを活用した相談体制をとっています。また、計画相談支援の100%実施についても、地域自立支援協議会において利用者と事業者とのマッチング支援と進捗管理を行っていますので、それらの追記で回答がより具体的になるのではないかと思います。

【事務局（梶原）】 相談シートを活用した取り組みや、100%実施に向けたマッチングや進捗管理をしていただいておりますので、ご意見を踏まえて修正いたします。

【木全会長】 修正後、委員の皆様にも確認した方が良いでしょうと思いますのでお願いします。

【近藤委員】 パブリックコメントの実施方法や意見の少なさが衝撃的でした。これは多くの市民から意見が出されることに価値があるため、努力が必要だと思います。六点目の意見で「概要版が簡単に手元に届くように」とあり、考え方は「市ホームページに概要版も掲載します」となっています。インターネットは普及したとはいえ、まだ見られない人もいますので、概要版を実際に手元に届けることも考えなければならないのではないかと思います。

現行計画の概要版について、文字が多く読み仮名も付き、活動指標も三年度分記載されて読みにくいです。概要版は分かりやすくすることも大切なので、情報量よりも、端的に「市は障がい福祉を本気で頑張ろうとしている。自分たちも頑張らなければ」と感じられるようなものにしていただきたいと思います。

【事務局（梶原）】 パブリックコメントについては、市全体として実施方法が決まっているので、それに則って行っています。

概要版について、必要な項目は盛り込みますが、近藤委員のご意見を参考にして作成したいと思います。

- 【木全会長】 パブリックコメントは、市民が政治に参加する権利です。一人ひとりが市民としての意識を高めながら計画案を読み、意見を出し合って応募するという動きを、市民・当事者・関係者でつくり出していけないといけません。市としては厳格に手続が決まっているので、市に要望するのではなく、私たちが多くの意見をいただける方法を考えなければなりません。少なくとも、関係者にはもっと読んでいただいて意見を集めるなど、計画づくりに参加する市民の意識をどうつくるかを一緒に考えていかなければならないのです。
- 【近藤委員】 以前に行ったアンケートの自由意見をもう一度読み直したら、当事者や家族の人の生々しい意見や素晴らしい意見が出ていました。これこそパブリックコメントではないかと思います。ないがしろにすることは無いと思いますが、活かすべきことが多々あったので、それも含めて考えていただきたいと思いました。
- 【渡邊委員】 五点目の意見に「地域自立支援協議会などで報告されているが、事例検討だけでなく、実際にどのように解決していくかまで話し合う場が必要」とありました。その後どのように解決していくかまで話し合うために、回数を増やして欲しいと考えております。
- 【事務局（加藤）】 地域自立支援協議会で困難事例が挙げた時は、その都度部会を立ち上げて毎月開催し、課題の解決方法について話し合っています。
- 【木全会長】 この障がい者施策推進協議会は年に1、2回の開催ですが、地域自立支援協議会という、より地域に密着した障がいがある本人や家族を支える協議会があります。そこではいくつか分科会があり、相談支援の関係者は毎月のように集まって話し合いをしています。そこで集約された意見等がこの協議会に挙がってくるという仕組みになっています。この協議会で事例検討をするわけではなく、役割を分担しながらやっているということです。

<議題（2）第5次春日井市障がい者総合福祉計画（案）について>

- 【事務局（梶原）】 （議題（2）第5次春日井市障がい者総合福祉計画（案）について、資料2に基づき説明）
- 【河野委員】 一点目、40ページの「1生活支援」「現状と課題」1行目で将来くらしたい場所についてのアンケート結果がありますが、同じアンケート結果についてふれている63ページの「7生活環境」と記載内容が異なっています。どの障がいの方も自宅での暮らしを求めていることが大切だと思いますので、後者の表記に統一していただきたいです。
- 二点目、40ページ4行目の「親亡き後」の支援が求められるという部分について、対応する施策がよくわからないので具体的な記載があると良いです。
- 三点目、40ページ13～16行目で困っていることについてのアンケート結果がありますが、それらについてどのような支援を受けられるか教えてください。
- 【事務局（梶原）】 一点目については、河野委員のご意見のとおり修正いたします。
- 二点目については、親亡き後に限定した取り組みを設けるわけではなく、取り組み全般、計画相談等による必要な福祉サービスの調整等も含めて、親亡き

後の支援にあたりと考えています。地域生活支援拠点の宿泊体験や緊急時の一時保護、相談支援などについても親亡き後を見据えたものとなっています。

【河野委員】 それならば、鍵括弧を無くして平たい表現にした方が良いのではないのでしょうか。私たちも自分が死んだ後のことも視野に入れながら活動していますが、何か特別な取り組みがあるのかと期待してしまいました。

【事務局（梶原）】 それでは、鍵括弧で強調しない形に改めたいと思います。

三点目については、例えば体調不良時は緊急通報システムやNet119を実施しているほか、これらの案内やヘルプカードの配布を行っています。また、相談支援の利用者は相談員とサービス利用について検討していただいていますし、そうでない方から相談があった場合は、利用案内や状況に応じた提案を行っています。このように、個々のケースによって対応が変わってきますので、対応する施策を明記することは難しいと思います。

【木全会長】 河野委員のこの質問の意図は何ですか。

【河野委員】 障がいのある人が計画を読んでも、支援に辿り着けないのではないかと考えました。そこで、「現状と課題」について「具体的施策の何ページにこの課題の解決方法が書いてある」というように、計画を読んでもつながりが分かると暮らしやすくなるのではないのでしょうか。例えば、「緊急通報システムを設置します」とあっても、その存在を知らないと毎回アンケートで困り事としてあがってくると思います。

この計画では、障がいのある人の利用や問題解決の方法がみえてきません。参照先等の注釈がそれぞれあると良いという意見が以前あったと思います。ページ数が膨大になるかもしれませんが、御検討いただければと思います。

【木全会長】 「現状と課題」は総合的な記載なので、施策を結び付けて書くのは難しいと思いますが、とても良い事をおっしゃっています。計画を作って終わりにせず、例えば手をつなぐ育成会で具体的な困り事を取り上げて「計画の何ページのこの施策のこの取り組みが使える」といったようにいくつかシミュレーションを行い、冊子にまとめると面白いと思います。施策の使い方は一人ひとり異なると思いますが、施策内容は計画に一通り網羅されているはずなので、そのような学びは必要だと思います。

【河野委員】 このように取り上げられることで、困り事はそれぞれ違うと知っていただけなのが良いと思います。ただ、福祉サービスは種別に応じて提供されるわけではないので、矢印などでつながりがみえると読みやすくなると感じました。

【木全会長】 軽度の障がいがある本人も、一緒に計画を読みながら学習すると良いと思います。ひとり暮らしをしていくためには、どの施策が使えるか整理しないとうまく支援を使えないと思います。軽度の障がいの人も読める、イラストなども入るような計画の補助版が無いと難しいに決まっています。そういったものを作ることが施策を広げていくということです。一人ひとりの願いや困り事を受け止めて、わかりやすくみんなが使えるものにするには、市が行うのは無理なので、相談支援事業所や地域自立支援協議会も一緒になって当事者達と作らないといけません。とても大事なことだと思いますので、是非やりましょう。

【河野委員】 四点目の意見ですが、43ページの移動支援について、今後、例えばグループホームでひとり暮らしをする体験事業などが出てくると思います。しかし、居所と日中活動場所との移動が壁となり得るので、移動支援をもう少し柔軟に利

用できるように盛り込めないでしょうか。特に通所や通勤で使えるようになると、障がいの人の生活が変わるのではないかと思います。

五点目、43ページの「カ 重層的・包括的な相談支援体制の構築」の取り組みで「多機関の協働により」とあるのに、別個に「保健所との連携を強化します」とありますが、何か理由があるのでしょうか。

六点目、44ページの「イ 各種手当の支給」の取り組みの「福祉応援券を支給します」について、利用可能店舗の拡充を追加していただけないでしょうか。

七点目、44ページの地域生活支援拠点のイメージ図について、中心の「核となる施設」に「アパートなど」も入ると良いと思いました。

【事務局（清水）】 四点目については、通勤・通学時の移動に関する長期的・継続的な支援は対象外としていますが、短期的な経路習得に関しては今も例外的に認定しています。ただし、重度の方が利用される行動援護や、視覚障がいの方が利用される同行援護に関して、通勤・通学の利用は認められていません。現在のところ、移動支援の継続的な利用についての検討は予定しておりません。

【事務局（梶原）】 五点目の保健所の話については、多機関の中にももちろん保健所も含まれるのですが、引きこもりや未受診の精神疾患のある方の支援などにおいて、より一層保健所と連携を図る必要があるため、あえてこのように記載しております。

六点目の福祉応援券については、店舗への働きかけを現在も随時行っていますので、「福祉応援券が利用できる店舗の拡充を進めます」と追加したいと思います。

【木全会長】 四点目について、制度を変えるのは難しいかもしれませんが、例えば親が倒れた時などの短期では現状でも使えているので、「柔軟な対応」といった文言を入れられないかというご意見だと思います。

【事務局（清水）】 会長がおっしゃったように、一律的に認定しないわけではありません。そういった場合は個別にご相談いただいて、決定について検討させていただきます。

【河野委員】 今言われたのは、支援者が同居していて一時的な不在が前提の話です。支援者がいなくなった人については、一人で移動できないとアパート暮らしはできないということですか。

【木全会長】 例えば一か月ひとり暮らしをする時には、相談支援も入りながら個別支援の計画を立て、その人が事業所に通う練習ができるように調整します。このように手続を踏めば、ヘルパーを付けられるのではないのでしょうか。

【事務局（清水）】 アパートでひとり暮らしをされる方の通所や通勤に対する長期的・継続的なサービスについては、送迎サービスがある事業所を選択するなどの手だてを探すこととなります。例外を認めるとして計画の中に記載することは、誤解を招くので難しいです。また、先ほどの「親御さんが病気等の場合」は、緊急的・一時的なケースの例であり、同居してないと認めないというわけではありません。ひとり暮らしの方についても個別対応します。

【河野委員】 オープンになった方が、誰もが利用しやすいサービスになると思います。

【木全会長】 それは、移動支援がもっと柔軟に使えるようになれば暮らしやすくなるとか、移動支援に資源をつぎ込んだ方が安定した就労生活や自立生活ができる、といった実績を積み上げて、柔軟に使えるようにしていくしかないと思います。

【河野委員】 今は実績づくりの前段階なので、何とか柔軟に利用できるようにしていただきたいです。例えば、春日井市には行動援護に代わる移動支援の2人対応があ

ります。そういう形で広がっていったら、施設やグループホームに行かなくても良くなればという思いで、今後、柔軟な取り組みをしていくことを計画の中に入れていただきたいと思います。

【木全会長】 重度訪問介護について、今は身体障がいの人だけでなく、重度の知的障がいや精神障がいの人でも使えるようになり、各地域でひとり暮らしをされる方が増えています。重度訪問介護には移動支援が含まれており、事業所とアパートの往復もセットになっているため、重い知的障がいや自閉性の障がいのある人もひとり暮らしができるのです。この場合は重度訪問介護であって移動支援ではないので、利用したい人がいて提供できる事業者がいれば、春日井市としては断れないのですよね。

【事務局（清水）】 重度訪問介護の移動加算の対応については、春日井市も支給決定はしておりますが、他の移動支援との整合性を図るため、通勤・通学・通所については重度訪問介護の移動加算でも認めていません。

【木全会長】 通所は通所の方で対応できる場合もありますが、対応できない通所の場合は特例として移動支援でできるはずですよ。

【事務局（清水）】 春日井市において、身体障がいの方で重度訪問介護の移動加算を利用されている方は数名いらっしゃいますが、知的障がいの方の支給決定は今のところありません。

【河野委員】 移動時の負担がもう少し軽くなると良いと常々感じております。手続やサービスの利用の仕方は計画相談になるかもしれませんが、計画相談の質の検証はこれから、という状況なので先は長いなとがっかりしました。

【木全会長】 重度の知的障がいの方で本当にひとり暮らしをしたい方がいれば、計画相談は基幹相談支援センターや市も含めてきちんとやるべきです。ひとり暮らしを支えるチームをつくる中で、必要な移動支援がみえてくると思います。

【河野委員】 そういった意味で、七点目の意見の繰り返しになりますが、地域生活支援拠点の図には「アパート」や「賃貸住宅」などの文言を入れてください。そうすることで、より確実なものになると思います。

【事務局（梶原）】 七点目については、ひとり暮らし体験において家賃の助成の検討はしていますが、核となる施設として賃貸住宅を確保するわけではないので、この図の記載は現状のままとしたいと考えております。

【事務局（中山）】 核となる施設は、養楽福祉会の協力により準備が進んでおり、その周りは連携する機関です。アパートは核となる施設ではなく、年度を通して市で確保するわけではないので、そこに入れるのは違うように思います。周りにアパートを書くのも少し違和感があるので、現状のままだと良いと考えました。

【木全会長】 体験型には、地域生活支援拠点の中での練習の場も含まれていますね。

【事務局（清水）】 体験型のグループホームは核となる施設としておりますので、ここに入れています。アパートは体験型ですが、市が用意するわけではなく、利用者がマンションやウィークリーのマンションを借りて、その費用を市が助成する形ですので、この図に入れるのは違和感があります。「グループホーム等」という表記で含みを持たせることは可能かと思っております。

【木全会長】 地域生活支援拠点の図に載せるからといって、市が用意しなければいけないということではないと思います。「核となる」とあるから書けないのですか。

- 【黒川委員】 核となる施設は、市の管轄下にある具体的なものと私は思っていました。市が用意しなくても良いのであれば、従来と変わらないのですか。緊急時の一時保護として、病院に行けば良いのではないですか。
- 【木全会長】 地域生活支援拠点とは、緊急時だけではなく、体験型も含めたものをいいます。核となる施設について、緊急時は面的整備でこのイメージになっています。体験型は、厚労省の地域生活支援事業では、もっと多様な形で取り組んでも良いと示されていますが、その描き方が難しかったのだらうと思います。
- 【黒川委員】 例えばこの図の「保健所」には、春日井地域保健所等の固有名詞が入るのですか。今の描き方は大変抽象的です。そうではなく、例えば「計画相談支援事業所」には「精神障がいのある人はここ」など、核となる施設の周辺に「あなたはいざという時や困ったときには、具体的にここに行きなさい」と入るのですか。
- 【事務局(清水)】 この図は、地域でどのように障がいのある方を支えていくかというイメージで、面的に春日井市という地域の中でどのような機関が協力していくかを示していますので、個別具体的なものは載せません。
- 【黒川委員】 地域の行政機関としては、例えば「市役所」ではなく「春日井市役所障がい福祉課」とするなど具体的にすべきではないですか。当事者はどこに行けば良いのか分かりません。図の中に入れて、分かるようにしていただきたいです。
- 【木全会長】 地域生活支援拠点は今回の国の要綱の中でもきちんと位置づけるよう示されており、現状で最大限頑張ったのがこの図だと思います。
様々な障がい内容や生活状況の方がおり、一人ひとり緊急事態の発生プロセスは異なります。そのため、相談員、親御さん等と一緒に一人ひとりサービス等利用計画を作成するのは当たり前で、それを踏まえた総合的なものがこの図なのです。全機関とか全事業所を書いたら、それだけで冊子ができる分量になってしまいます。
- 【黒川委員】 では、この図は各当事者や親兄弟は活用できなくて、相談支援事業所で相談して初めて具体的な連絡先が分かるということですか。
- 【木全会長】 計画相談をしていれば、「今こういう状態だからどう対応する」など今の資源等で緊急時に対応するようになってきていると思います。ただ、一人ひとりについて起こるかもしれないことへのシミュレーションまではできてないと思います。
- 【田代副会長】 一人ひとりの計画相談のサービス等利用計画の中に緊急時や将来に関する計画は相談支援専門員が立てているはずですが、春日井市においてそれらを協議会等で計画に落としとしていく取り組みにまでは至っていないというのが現状です。ただ、計画の中に落とし込むことが必要という話はしています。
このイメージ図にアパートを加える意見について、ひとり暮らしの体験も地域生活支援拠点の役割としてあるので、その点でアパートも該当しますが、施設がアパートを用意するわけではないので書き込めないだけだと思います。
- 【木全会長】 体験の場としては賃貸住宅もあるので、「体験の場(グループホーム)」が核となる施設として書いてあるのもおかしいように思います。
- 【事務局(清水)】 「地域生活支援拠点等のイメージ」という表記が誤解を招いているので、「春日井市における」を加えることもできます。春日井市では、養楽福祉会に拠点としての機能を担っていただいております、そこと各機関がつながるイメージ図になっています。困りごとやサービス等利用計画の課題については、相談支援事業所や相談支援専門員にご相談いただければ、連携をとってきちんと進めてい

きます。ここに全ての連絡先を記載するのではなく、春日井市の拠点のつながりをこのイメージ図では示しています。

- 【田代副会長】 「体験の場（グループホーム）」ではなく「グループホームの体験」と書いてはどうですか。括弧書きでグループホームとあるからアパートも書いてほしいとなると思います。核となる施設が用意しているのはグループホームの体験の場と書いて、周辺の点線の中に賃貸住宅などを盛り込んではどうでしょうか。
- 【事務局（清水）】 イメージ図の左上に「相談の場」とありますが、緊急時に一時保護する場や体験の場といった国が示している拠点の機能について、春日井市として何を整備したかを示したのが、今回のイメージ図になります。アパートについては、体験の場の一つであり連携する機関の一つとは言えないと考え、外しています。
- 【田代副会長】 ひとり暮らしの体験をどうやってするかについては、相談員との相談からつながって、「ウィークリーマンションなりマンスリーがあるから1カ月間借りてみよう」という形で実現していきます。その場合に、今後、春日井市としては家賃の助成を支援していく目標になっています。
- 【河野委員】 図を見た時に、「施設」という言葉は、特定の法人や建物をイメージさせます。「核となる場」のようなぼやけた表現でも良いかもしれませんが、当事者側としては、ひとり暮らしのイメージでグループホーム以外があるのはとても大事なことで、先ほどの「グループホーム等」という言葉では不十分に感じます。ここは「核となる施設」と書かないといけないのですか。
- 【木全会長】 正確には核となる法人だと思います。昼間の日中活動は「事業」で、土日と夜だけが「施設」なのです。しかし、施設側も含め、多くの皆さんは24時間365日利用できるものが「施設」だとイメージしていると思います。
- 【事務局（清水）】 このイメージ図は再度検討します。アパートに関しては、核となる施設ではないので、連携機関の中に「体験の場（アパート）」という形で入れるなど、考えたいと思います。
- 【木全会長】 確かに、「体験の場」を外に出して、緊急と体験を分けて書くと分かりやすいかもしれません。
- 【渡邊委員】 親が老いて認知症になり子はグループホームに入る、親が亡くなる前のことも大事だと思いますので、高齢者と障がい者を連携して考えないといけません。高齢者の計画でも「親亡き後」が先走っていて、その前段階の取り組みはどこでやるのか、障がい福祉のところで提案すべきなのか、と感じています。その辺りも皆様の頭の中に入れておいて頂ければと思います。
- 【小河委員】 今の渡邊委員の話について、43ページの「重層的・包括的な相談支援体制の構築」で、高齢者の計画とも連携すると説明がありましたが、関係機関と協働する体制をいかに構築していくかが非常に重要です。その中でキーパーソンとなるのが相談支援だと思います。今後、計画作成後に障がいのある方々の多重的な問題等に対応していくかは、計画の進捗管理や見直しをしながら考えていくと良いのではないかと思います。
- 【木全会長】 本来は高齢分野と一緒にあっての8050問題や、精神障がいも含めた包括的な地域包括ケアシステムの構築のはずですが、そのイメージ図は計画にはありません。高齢者も精神障がいのある人も含めた、縦割りを乗り越えて協働する図は難しいでしょうか。

精神障がいの人達の公費医療負担の増え方は本当に凄まじいので、厚生労働省にはかなり強い問題意識があると思います。来年度以降、知的障がいのある人の8050問題、精神障がいのある人、高齢者については、さらに大きな課題になると思います。今回は不十分なままですが、私たちは課題意識を持ち続けなければいけないと思います。

【伊藤委員】 教育分野において、第4次計画と現状と課題は変わっていないというのが正直な印象です。我々特別支援学校としては、小・中学校の先生方にも障がいのある子どもの支援方法を理解していただくことが長年の課題です。引き続き特別支援学校がセンター的役割を担って、小中学校の先生方にノウハウをお伝えしたり、身近な困り事に対して積極的に足を運んだり、本校の特別支援教育のコーディネーターを活用していただいたりして、障がいの有無に関わらず皆さんが通いやすい学校環境をつくれるよう取り組んでいきたいと思っています。

【飯塚委員】 先ほど話題になっていたイメージ図については、緊急時と体験だけが核となっていることに違和感をもちました。

【木全会長】 本来は相談支援が中心にあるべきですが、春日井市の場合は、緊急時は核となる施設と連携しながら対応すること、核となる施設が他機関と相談しながら体験の場をつくるということで中心にあり、分かりにくいと思います。このイメージ図だと、核となる施設に相談も全て持ち込むし、緊急時もここで対応するようにみえます。「核となる施設」は緊急の病床数の確保にすぎず、精神障がいのある方の緊急時は拠点ではなく精神病院になるため、人によって違った読み方をされると思います。

【黒川委員】 43ページの②の「カ」の「重層的」や「多機関の協働により」などの言葉は、理解が難しく抽象的な飾り単語のように感じます。

【木全会長】 「重層的」とは、例えば、身近な場が一番下、真ん中に拠点等の中間的な機関、一番上に医療的なケアなど、多層的な意味での「重層的」です。例えば、生活介護に通っている人の親御さんが倒れた時に、生活介護の職員が対応しながら緊急で泊まれる仕組みは、本人も安心できる上に一番身近な場で成り立つため、拠点の出番はありません。また、全体として地域のまとまりがあることが「包括的」という言葉です。「重層的・包括的」と言うのであれば、図も重層的で包括的な図でないとならないと思います。

「核となる」という言葉はものすごく誤解を生むと思います。例えば、親御さんが倒れた時に核となる施設に電話しても恐らくうまくいきません。そこは最終的な受け入れ先で、どこにも行き場がない重い知的障がいの人に対して、身近なところで対応ができない場合に受け止めてくれる場所だからです。親御さんが倒れた時は、通っている施設の職員などが相談支援事業所や市役所と連携して動く、という仕組みになっています。

【黒川委員】 この図は、多機能拠点整備型と面的整備型の良いとこ取りをしたような形なので理解しづらいです。当事者はどうしたら良いか分からない時に「こうすれば良い」というものを求めているので、補足説明等を入れていただきたいです。

【木全会長】 本来は、緊急時に連絡すべき場所が分かれば良いだけのことなのです。ただし、連絡先は人によってそれぞれ違うと思います。

【事務局(清水)】 困った時や緊急時の相談先・連絡先については、このイメージ図に落とし込むというよりは、拠点を運用していく中で、広く周知していきたいと思っています。

- 【木全会長】 計画の内容と当事者の要望にはどうしてもズレが生じますので、別のパンフレットなり説明するものが必要となるのです。そういったものを作ることや、作ってあるものを周知することを書くのが計画です。そこを区別して進めなければいけないことがご意見から分かりました。
- 【三輪委員】 私も、イメージ図については賃貸住宅をどこかに入れて欲しいです。
また、河野委員の移動支援の意見にも同感です。私もなかなか相談に行けませんが、柔軟に利用できる記載があるともっと利用できると思いました。
- 【木全会長】 色々と御意見をありがとうございました。文言修正も含めて、このような形でよろしいでしょうか。それでは、事務局にお返しします。
- 【事務局(梶原)】 パブリックコメントの結果については、後日委員の皆様にも再確認の御案内をいたします。障がい者総合福祉計画については、1月26日に会長から市長へ提言をしていただいた後、2月16日に計画を学習する機会として地域自立支援協議会との合同会議を開催する予定です。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更になる場合もありますので御了承ください。
- 【木全会長】 皆さんのお陰をもちまして、何とかここまでできました。課題は山積していますが、この計画に基づいて足りないところは変えていきながら、また皆様と力を合わせていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。
- 【事務局(中山)】 長い間、ご尽力、ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

上記のとおり、令和2年度第4回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

令和3年3月11日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広